

法務省

[illegible]

1/1

東日本大震災復興関連事業チェックシート (平成23年度第3次補正予算)							(法務省)	
事業名	防災通信機器(衛星携帯電話)配備			担当部局庁	大臣官房		作成責任者	
事業開始・終了(予定)年度	平成23年度			担当課室	秘書課広報室		広報室長 加藤 優	
会計区分	一般会計			施策名	Ⅶ-14-(3) 法務行政の情報化			
根拠法令 (具体的な条項も記載)	災害対策基本法等			関係する計画、通知等	「復興への提言」(平成23年6月25日東日本大震災復興構想会議)、「東日本大震災からの復興の基本方針(平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部)」、「防災基本計画」(平成20年2月18日中央防災会議決定)第2編第1章第2節			
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	東日本大震災の被災地では、現在もお余震が続く、更に大規模な地震の発生が懸念されるほか、近い将来、相当の確率で発生し、甚大な被害が想定されている首都直下地震等の大規模災害に対し、通信途絶による被災地孤立化を防止し、被災状況の迅速・正確な把握、臨機・的確な初動対応及び支援施策の確立・実施等により、可能な限りの「減災」を達成し、国民の身体・生命、権利、財産等を保護することを目的とする。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	法務省においても、大津波により、極めて危機的な状況に陥りつつ孤立化した官署や緊急に避難してきた被災者を受け入れた官署がある。いずれも通信連絡手段が途絶し、速やかに被災状況を把握することができなかった。災害発生時には、迅速・正確な情報収集に基づき、初動対応体制を始めとして、以降の支援情報の提供、人的・物的支援体制及び災害復興施策等が確立・推進されるのであるから、災害時に強い通信連絡手段の確保が重要である。そのため、インフラ被害による影響が少なく、発災時における安定的な通信連絡手段として衛星携帯電話を当省所管官署に配備し、全国的な災害対応体制を構築する。							
実施方法	☒ 直接実施 ☐ 業務委託等 ☐ 補助 ☐ 貸付 ☐ その他							
23年度予算額 (単位:百万円)	当初	第1次補正	第2次補正	第3次補正	計			
	-	-	-	476	476			
成果目標 (アウトカム)	成果指標	単位	目標値 23年度 (年度)	活動指標 (アウトプット) ※上段()書きは予算措置の累積に係る見込み	活動指標	単位	23年度活動見込	
	業務継続体制の強化を目的とするものであることを踏まえると、定量的な成果目標を示すことは困難である。				成果目標欄と同様			
単位当たりコスト	373,498(円/台)			算出根拠	平成23年度第3次補正予算額(475,836,000円)/同3次補正予算による配備台数(1,274台)			
事業所管部局による点検								
項 目				内 容				
「復興への提言」及び「東日本大震災からの復興の基本方針」で示された諸原則や施策の考え方との整合性がとられているか。				「東日本大震災からの復興の基本方針」P25(4)⑤(iii)に示されているとおり、庁舎等が被災した場合の公的機関の業務継続体制の強化を図るために行う事業である。				
被災地のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。				東日本大震災においては、衛星携帯電話の有無により、被災状況の迅速・正確な把握、臨機・的確な初動対応及び支援施策の確立・実施等が大きく左右されるなど、被災地のニーズ及び優先度は非常に高い。法務省の衛星携帯電話既配備官署においても、使用日数は、延べ79日間に上った。				
効果的な事業であるか(より高い効果をあげる手法の選択、類似事業等との役割分担、客観的な将来見通しなど)。				本事業は、大規模災害発生等において、固定電話を始め他の連絡手段が途絶した場合、緊急・非常連絡用に衛星携帯電話を配備し、国民の身体・生命、権利、財産等の保護と、法務省各機関の業務継続体制の強化を目的としており、常態的に効果を表すことは困難であるが、東日本大震災により固定電話等の通信連絡手段が途絶した際の実績を考慮すると、効果的な事業と史料される。				
費用対効果や効率性の検証が行われたか。				本事業で整備する衛星携帯電話は、災害時に緊急的に使用することを目的として整備するものであり、事前に費用対効果や効率性の検証を行うことは困難であると思料される。				
国、自治体、事業実施者、民間等の役割分担などのあり方は明確か。				本事業は、災害時に、国民の身体・生命、権利、財産等を保護し、法務省の各機関の業務継続体制の強化を目的とするものであるため、一義的には地方自治体等に委ねるべき事業ではないが、必要に応じて、被災地域等において、他の国の機関や地方自治体等との役割分担や連携は考慮すべきと思料される。				
他の事業と整合的で、計画的に実施されるものとなっているか。				本事業は、他の事業と整合的に実施されるものではないと思料されるが、本事業で配備した衛星携帯電話については、計画的かつ適切に非常連絡体制に係る訓練等を実施することにより、災害時に有効な対応体制を構築することとする。				
事業の迅速な着手・執行が可能であるか。事業の執行などの透明性が確保され、進行管理が適切に行われるようになっているか。				補正予算成立後、速やかに調達手続に入り、競争入札を実施するものとする。なお、本事業の執行は、平成23年度内に完了する見込みである。				

大規模災害、緊急対処事態発生時における法務省緊急連絡体制網の整備について

国の防災の在り方

「予知」から「減災」へ！

「想定」から「考える様々な災害」の対応へ！

（中央防災会議「防災訓練大綱」）

3.11 東日本大地震発災の教訓

- 想定外 日本史上最大規模Mw9.0
- 巨大地震＋巨大津波＋原発事故の複合災害
- 東北太平洋側に壊滅的被害
- 震災後の影響は、日本全体に波及

日本は災害大国！

- 想定される地震（いつでも起こる可能性）
 - ・首都直下地震（M7以上を想定）
 - ・日本・千島海溝等海溝周辺方地震（M7以上を想定）
 - ・東海地震（M8.0前後、87%）
 - ・南関東地震（M7.2前後、70%）
 - ・東南海地震（M8.1前後、70%）
 - ・南海地震（M8.4前後、50%）
 - ※ 東海・東南海・南海地震は連動する可能性大
- その他、想定される災害
 - ・台風・豪雨等による首都圏・大都市圏水没
 - ・台風・豪雨等による土砂災害、深層崩壊
 - ・竜巻・豪雪・火山爆発等の異常気象現象
- 災害は必ず起こる。いかに対応するかが課題。

災害時に強い 衛星携帯電話配備全庁配備

緊急性→大規模災害は、いつでも起こる可能性あり
 必要性→迅速・的確に情報把握するため、通信・連絡手段確保が「減災」の要諦
 相当性→対応により「減災」し、被害を最小化

大規模災害発生時等非常連絡網イメージ図



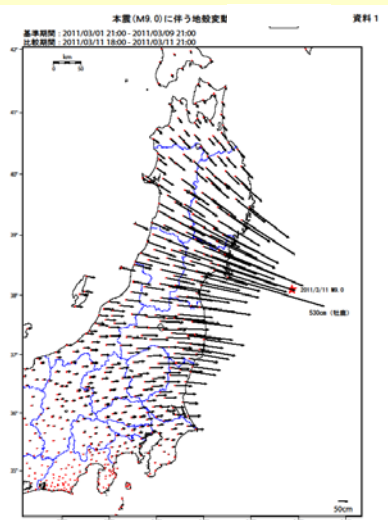
- 被災官署との通信連絡手段を確保し、迅速に被災状況等を把握できる。
- 正確な情報収集により、実態に即した、具体的な指示・伝達が可能となり、速やかに必要な人的・物的支援体制を構築できる。
- 庁舎等が壊滅的被害を受け避難した場合でも、孤立化させない。
- 国民の身体・生命・財産を守り、2次災害、3次災害を防ぎ、「減災」を達成する。

東日本大震災復興関連事業チェックシート (平成23年度第3次補正予算)										(法務省)	
事業名	法務省施設の耐震対策等				担当部局庁	大臣官房			作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	平成23年度				担当課室	施設課			施設課長 大場 亮太郎		
会計区分	一般会計				施策名	VII-14-(2) 施設の整備					
根拠法令 (具体的な 条項も記載)					関係する計画、 通知等	「復興への提言(平成23年6月25日東日本大震災復興構想会議)」、「東日本大震災からの復興の基本方針(平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部)」					
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	刑務所などの矯正施設及び検察庁などの官署施設は、国の治安や国民の権利を確保するという使命を負っているところ、これらの法務省施設について、東日本大震災による災害の復旧工事を実施するとともに、同大震災のような災害が発生した場合に、その機能を維持することができるよう所要の整備を図る。										
事業概要 (5行程度以内。別添可)	「復興への提言」及び「東日本大震災からの復興の基本方針」に基づいて、①被災した矯正施設の復旧工事、②被災地における老朽庁の全体改築工事等及び③耐震改修及び老朽庁の全体改築等の事業を行うことにより、収容施設の倒壊等に伴う逃走等への国民の不安を解消し、庁舎等について耐震化など防災機能の強化を図るもの。										
実施方法	☒ 直接実施 ☒ 業務委託等 ☐ 補助 ☐ 貸付 ☐ その他										
23年度予算額 (単位：百万円)	当初		第1次補正		第2次補正		第3次補正		計		
	24,801		662				1,292		26,755		
成果目標 (アウトカム)	成果指標	単位	目標値 23年度 (年度)		活動指標 (アウトプット) ※上段()書きは予算措置の累積に係る見込み	活動指標		単位	23年度活動見込		
	工事の完成 (業務の完了)	施設	①15 ②22 ③23			工事の実施 (業務の実施)		施設	①15 ②22 ③23		
単位当たりコスト	① ② ③	29,719,866(円/施設) 29,018,272(円/施設) 8,784,869(円/施設)			算出根拠	①予算額:445,798千円/施設数:15 ②予算額:638,402千円/施設数:22 ③予算額:202,052千円/施設数:23					
事業所管部局による点検											
項 目						内 容					
「復興への提言」及び「東日本大震災からの復興の基本方針」で示された諸原則や施策の考え方との整合性がとられているか。						「復興への提言」において「被災地や避難先において犯罪を防止する取組が行われるべきである」とされており、「基本方針」において「収容施設における耐震対策や防災対策を推進し、倒壊等に伴う逃走等への国民の不安を解消する」、「国の庁舎等について耐震化をはじめとする防災機能の強化を図る」とされている。					
被災地のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。						法務省施設は、治安の維持や国民の権利確保のために不可欠のものであり、震災による損壊等の復旧工事や、再び震災が発生する場合に備えて所要の整備を図ることは被災地にとっても有用である。					
効果的な事業であるか(より高い効果をあげる手法の選択、類似事業等との役割分担、客観的な将来見通しなど)。						法務行政を継続して行うために実施される関係施設の復旧工事等であり、効果的な事業であると考える。					
費用対効果や効率性の検証が行われたか。						被災施設の復旧工事や、将来の震災等に備えて、現行法令が要求する必要最低限の整備を実施するものである。					
国、自治体、事業実施者、民間等の役割分担などのあり方は明確か。						刑務所等の法務省施設の整備を図るものであり、国が責任を持って発注すべきものである。					
他の事業と整合的で、計画的に実施されるものとなっているか。						本件事業は、法務省施設整備の一環として計画的に実施されるものである。					
事業の迅速な着手・執行が可能であるか。事業の執行などの透明性が確保され、進行管理が適切に行われるようになっているか。						予算措置がなされ次第、速やかに発注手続きに入り、その後の進行管理については、本省及び各施設等関係機関において適切に管理される。					

東日本大震災復興関連事業チェックシート (平成23年度第3次補正予算)							(法務省)	
事業名	震災復興の推進			担当部局庁	民事局		作成責任者	
事業開始・終了(予定)年度	平成23年度			担当課室	総務課		総務課長 小野瀬 厚	
会計区分	一般会計			施策名	Ⅲ-9-(1) 登記事務の適正円滑な処理 Ⅲ-9-(2) 国籍・戸籍・供託事務の適正円滑な処理 Ⅶ-14 法務行政全般の円滑かつ効率的な運営			
根拠法令 (具体的な条項も記載)	東日本大震災復興基本法(平成23年法律第76号)第18条 不動産登記法(平成16年法律第123号)第14条第1項ほか			関係する計画、通知等	平成23年6月26日東日本大震災復興構想会議提言 Ⅱ.本論 第1章新しい地域のかたち (5)土地利用をめぐる課題 ③被災地における土地の権利関係 ほか			
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	東日本大震災における被災地復興のため、①倒壊、流失、消失等した建物の職権による滅失登記を行い、②土地の境界の復元及び地図の修正の作業を実施し、③仙台法務局、福島地方法務局及び盛岡地方法務局管内の特に甚大な被害状況となっている11登記所の管轄区域において、登記特設相談所を開設し、各種登記相談を受け付けるなど、必要な施策を講じるものである。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	被災地において、①職権による滅失登記を行うために必要な調査を土地家屋調査士に外部委託して実施し、②土地の境界の復元作業及び地図の修正作業を土地家屋調査士に外部委託して実施し、③仙台法務局、福島地方法務局及び盛岡地方法務局管内の特に被害の甚大な地域において登記特設相談所を開設し、司法書士や土地家屋調査士による相談委託等の事業を実施するなど、被災地復興のために必要な各種施策を講じる。							
実施方法	☒ 直接実施 ☒ 業務委託等 ☐ 補助 ☐ 貸付 ☐ その他							
23年度予算額 (単位：百万円)	当初	第1次補正		第2次補正		第3次補正	計	
	-	1,656		-		1,426	3,082	
成果目標 (アウトカム)	成果指標	単位	目標値		活動指標 (アウトプット) ※上段()書きは予算措置の累積に係る見込み	活動指標	単位	23年度活動見込
	東日本大震災の被災地区における職権による建物の滅失登記について、平成23年度中に完了する。	%	100	-		東日本大震災の被災地区における職権による建物の滅失登記について、平成23年度中に完了する。	%	(100) 43.2
単位当たりコスト	- (円/)				算出根拠	成果指標及び活動指標として、職権による建物滅失登記の実施率を掲げているが、当該指標に関して単位当たりのコストは算出していない。 なお、当該事業に係る予算額として、平成23年度第1次補正予算において873百万円が、平成23年度第3次補正予算において665百万円が、それぞれ計上されている。		
事業所管部局による点検								
項 目					内 容			
「復興への提言」及び「東日本大震災からの復興の基本方針」で示された諸原則や施策の考え方との整合性がとられているか。					本事業は、各種復興関連事業の前提となるなど、被災地の復興のために必要不可欠なものであり、「復興への提言」及び「東日本大震災からの復興の基本方針」で示された諸原則や施策の考え方との整合性がとられている。			
被災地のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。					本事業は、各種復興関連事業の前提となるなど、被災地の復興のために必要不可欠なものであることから、被災地のニーズがあり、優先度が高い事業であるといえる。			
効果的な事業であるか(より高い効果をあげる手法の選択、類似事業等との役割分担、客観的な将来見通しなど)。					本事業は、比較可能な他の手法や類似事業が存在しないが、各種復興関連事業の前提となるなど、被災地の復興のために必要不可欠なものであることから、効果的な事業であるといえる。			
費用対効果や効率性の検証が行われたか。					本事業は、各種復興関連事業の前提となるなど、被災地の復興のために必要不可欠なものであり、司法書士・土地家屋調査士を始めとする民間等に委ねられるものはこれを最大限活用するなどして、効率的に実施することとしている。			
国、自治体、事業実施者、民間等の役割分担などのあり方は明確か。					本事業は、国が直接実施すべき部分と司法書士・土地家屋調査士を始めとする民間等に委ねられるべき部分とを明らかにするなどしており、役割分担などの在り方は明確である。			
他の事業と整合的で、計画的に実施されるものとなっているか。					本事業は、整合を図るべき他の事業は存在しないが、各種復興関連事業の前提となるなど、被災地の復興のために必要不可欠なものであることから、計画的に実施することとしている。			
事業の迅速な着手・執行が可能であるか。事業の執行などの透明性が確保され、進捗管理が適切に行われるようになっているか。					本事業は、被災地の状況による部分はあるものの、おおむね迅速な着手・執行が可能であると見込んでいる。また、適正な調達手続等を行うことにより、事業の執行などの透明性を確保し、進捗管理を適正に行うこととしている。			

震災復興支援のための登記関係事業

1 大規模被災地域における地図の修正(土地の境界の復元)



- ・震災に伴う地殻変動による土地の移動が一定方向の水平移動ではない地域
- ・地盤の硬軟、傾斜の有無、宅地造成など人工的な掘削、埋立て等のため、不規則な土地の移動が生じている地域
- ・津波による海没、土砂堆積による境界が不明となった地域

地図の座標値のパラメータ変換による修正では問題が解消されない地域

対応策

- ・筆界確認・地図の修正
- ・地図に基づく復元測量・境界標設置
- ※ 26年度までに完了

地図修正作業の委託
現地事務所の設置
事務補助費金の採用
近隣局からの被災地支援旅費の措置

(単位:千円)

3次補正要求額

543, 948

2 倒壊等建物の職権による滅失登記

原則

既登記の建物が倒壊等した場合、当該建物の所有者が滅失登記を申請する必要がある(不動産登記法第57条)

特例措置

被災者の負担軽減策として、所有者からの申請を待たず、登記官の職権により倒壊した建物の滅失登記を行う(不動産登記法第28条)

委託作業

概況調査
資料収集

建物調査書
・図面作成
立会通知書送付

現地調査

現地調査の結果をまとめた報告書の作成・提出



※全壊建物
133,000棟



登記所



立件し、内容確認の上、
建物の滅失登記
※ 23年度中に完了

(単位:千円)

3次補正要求額

664, 874

3 登記特設相談所の開設・被災者専用相談フリーダイヤルの設置

東日本大震災の発生後、土地の境界の問題に関する相談、建物の滅失登記に関する相談等が急増

対応策

- ・登記特設相談所を設置して司法書士・土地家屋調査士に相談業務を委託
- ・被災者専用のフリーダイヤルの開設
- ・近隣局からの被災地支援旅費の措置 など



(単位:千円)

3次補正要求額

40, 249

東日本大震災復興関連事業チェックシート (平成23年度第3次補正予算)							(法務省)			
事業名	災害時における検察の対処能力の強化			担当部局庁	刑事局		作成責任者			
事業開始・終了(予定)年度	平成23年度			担当課室	総務課		総務課長 岩尾信行			
会計区分	一般会計			施策名	Ⅱ-4-(2) 検察権行使を支える事務の適正な運営					
根拠法令 (具体的な条項も記載)	東日本大震災復興基本法(平成23年法律第76号)第3条等			関係する計画、通知等	「復興への提言(平成23年6月25日東日本大震災復興構想会議)」、「東日本大震災からの復興の基本方針(平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部)」					
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	「復興への提言」では、被災地や避難先における犯罪防止の取組及び災害発生時における、住宅、店舗等の防犯対策など、犯罪の起きにくい地域づくりの推進を掲げており、「東日本大震災からの復興の基本方針」においても、災害発生時に治安上の問題が生じないように、治安関係機関の対処能力を強化するとしているところ、震災の影響により、捜査体制に支障が生じるなどすると、捜査の遂行が困難になるなど、地域の治安を維持できない事態が想定されることから、適正かつ迅速な検察権の行使に十全を期することによって治安を確保する。									
事業概要 (5行程度以内。別添可)	一刻も早い復興を実現し、被災した人々や復興に携わる人々が復興作業等に全精力を傾注できる安定した社会的基盤作りを可能とするため、被災時における捜査・公判等の検察活動の継続及びこれに密接に関連する各種事務の維持に必要な体制を構築することによって、適正かつ迅速な検察権の行使を確保し、災害発生時の治安対処能力を強化する。									
実施方法	☒ 直接実施 ☐ 業務委託等 ☐ 補助 ☐ 貸付 ☐ その他									
23年度予算額 (単位:百万円)	当初		第1次補正		第2次補正		第3次補正	計		
							863			
成果目標 (アウトカム)	成果指標		単位	目標値		活動指標 (アウトプット) ※上段()書きは予算権限の累積に係る見込み	活動指標		単位	23年度活動見込
				23年度	(年度)					
	本事業は、適正かつ迅速な検察権の行使を確保するため、被災時における捜査・公判活動の継続及びこれに密接に関連する各種事務の維持に必要な体制整備を実施するものであり、その成果について、数値で定量的に示すことは困難である。						事件の受理件数	件	()	
単位当たりコスト	469(円/件)				算出根拠		平成23年度予算要求額 862,811,000円 平成22年度事件受理件数 1,838,705件			
事業所管部局による点検										
項 目						内 容				
「復興への提言」及び「東日本大震災からの復興の基本方針」で示された諸原則や施策の考え方との整合性がとられているか。						「復興への提言」では、被災地や避難先における犯罪防止の取組及び災害発生時における、住宅、店舗等の防犯対策など、犯罪の起きにくい地域づくりの推進を掲げており、「東日本大震災からの復興の基本方針」においても、災害発生時に治安上の問題が生じないように、治安関係機関の対処能力を強化するとしている考え方との整合性がとれている。				
被災地のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。						震災の影響により、捜査体制に支障が生じるなどすると、捜査の遂行が困難になるなど、地域の治安を維持できない事態が想定されることから、被災地のニーズがあり、優先度が高い事業であるといえる。				
効果的な事業であるか(より高い効果をあげる手法の選択、類似事業等との役割分担、客観的な将来見通しなど)。						本事業を遂行することにより、適正かつ迅速な検察権の行使を確保し、災害発生時の治安対処能力を強化することが可能となるため、効果的な事業であるといえる。				
費用対効果や効率性の検証が行われたか。						単位当たりコストが低額であり、本事業で構築される体制整備によって、災害発生時の治安対処能力が強化されることから、費用対効果や効率性に優れているといえる。				
国、自治体、事業実施者、民間等の役割分担などのあり方は明確か。						災害時における適正かつ迅速な検察権の行使を確保するための事業であることから、そのための体制の構築については、国が直接担う必要がある。				
他の事業と整合的で、計画的に実施されるものとなっているか。						本事業は、災害時における治安対処能力強化のための体制を構築するもので、他事業との重複はなく、各検察庁において導入のための調査を実施しており、計画的な事業の実施が可能である。				
事業の迅速な着手・執行が可能であるか。事業の執行などの透明性が確保され、進行管理が適切に行われるようになっているか。						各検察庁において導入のための事前調査を実施していることから、事業の迅速な着手・執行が可能であり、適正な手続によることについての指導も行っている。				

東日本大震災復興関連事業チェックシート (平成23年度第3次補正予算)							(法務省)	
事業名	被災地域における再犯防止施策の充実・強化			担当部局庁	矯正局		作成責任者	
事業開始・終了(予定)年度	平成23年度			担当課室	総務課		総務課長 富山 聡	
会計区分	一般会計			施策名	Ⅱ-5-(2) 矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施			
根拠法令 (具体的な条項も記載)	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第94条			関係する計画、通知等	「復興への提言(平成23年6月25日東日本大震災復興構想会議)」、「東日本大震災からの復興の基本方針(平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部)」			
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	刑事施設において、小型建設機械科の職業訓練を拡大し、受刑者に同機械の運転技術を付与することで資格取得を促進し、土木関係等の業種への就労を支援するとともに、被災地のがれき撤去等の復興需要に応える。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	受刑者の出所後の円滑な就労を支援するとともに、被災地の復興需要に応えるため、月形刑務所及び川越少年刑務所において、訓練用の小型建設機械と教材を整備するとともに、資格取得に必要な受験手数料を措置し、受刑者に対し職業訓練を実施する体制を構築する。							
実施方法	☒ 直接実施 ☐ 業務委託等 ☐ 補助 ☐ 貸付 ☐ その他							
23年度予算額 (単位:百万円)	当初	第1次補正		第2次補正		第3次補正	計	
						28	28	
成果目標 (アウトカム)	成果指標	単位	目標値		活動指標 (アウトプット) ※上段()書きは予算措置の累積に係る見込み	活動指標	単位	23年度活動見込
			23年度	(年度)				()
	資格取得者数	人	20			2庁20名(各庁10名)	-	20名
単位当たりコスト	74,076(円/人)			算出根拠		予算額:27,652千円 訓練対象人員:各庁10名(計20名) 1 小型油圧ショベル(1台当たり) 5,176,500円 2 油圧ブレーカ(1台当たり) 1,651,125円 3 受験手数料等(20人分) 341,313円 4 1台1訓練当たり償却(耐用年数6年,3ヶ月訓練) (1+2)×0.167(償却率)×3/12月=285,053円 5 小型油圧ショベル+油圧ブレーカ(各2庁2台) 285,053×4台=1,140,212円 6 一人当たり経費 (3+5)÷20人=74,076円		
事業所管部局による点検								
項 目					内 容			
「復興への提言」及び「東日本大震災からの復興の基本方針」で示された諸原則や施策の考え方との整合性がとられているか。					「復興への提言」において、「被災地と避難先において犯罪を防止する取組が行われるべきである」こと、「基本方針」において、再犯防止に向けた取組として、「復興に向けた労働需要の高まりに対応した刑務作業・職業補導を実施する」ことが挙げられている。			
被災地のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。					被災地においては、今後の復興・都市再生に向けた取組も含め、小型建設機械を利用した土木等の関係職種の労働需要は、今後中長期にわたり高い状態が続くものと見込まれる。			
効果的な事業であるか(より高い効果をあげる手法の選択、類似事業等との役割分担、客観的な将来見通しなど)。					復興需要という被災地のニーズに応えるのみならず、矯正行政が本来果たすべき受刑者の就労・社会復帰にも資する効果的な事業である。			
費用対効果や効率性の検証が行われたか。					これまで刑事施設において実施してきた小型建設機械科職業訓練については、平成20年度から平成22年度までの3年間で、約300名が受講し、訓練修了者の全てが資格を取得している。			
国、自治体、事業実施者、民間等の役割分担などのあり方は明確か。					再犯防止のための刑事施設における取組は、国が責任を持って実施すべきものである。			
他の事業と整合的で、計画的に実施されるものとなっているか。					小型建設機械の職業訓練については、就労支援対策として既に刑事施設8庁で実施しているところ、本事業は、震災からの復興支援対策として、同訓練を新規に2庁に追加し10庁に拡大するものである。			
事業の迅速な着手・執行が可能であるか。事業の執行などの透明性が確保され、進行管理が適切に行われるようになっているか。					予算措置がなされ次第、小型建設機械の調達及び職業訓練の実施に着手する。同訓練対象者及び資格取得状況等については、各施設において適切に管理される。			

東日本大震災復興関連事業チェックシート (平成23年度第3次補正予算)						(法務省)		
事業名	震災に伴う被災者等への心理的支援及び復興支援体制の整備			担当部局庁	矯正局		作成責任者	
事業開始・終了(予定)年度	平成23年度			担当課室	総務課		総務課長 富山 聡	
会計区分	一般会計			施策名	Ⅱ-5-(1) 矯正施設の適正な保安警備及び処遇体制の整備 Ⅱ-5-(2) 矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施			
根拠法令 (具体的な条項も記載)	少年院法第16条の2第1項 国家公務員法第101条第2項 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第92条			関係する計画、通知等	「復興への提言(平成23年6月25日東日本大震災復興構想会議)」,「東日本大震災からの復興の基本方針(平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部)」			
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	少年鑑別所で勤務する心理技官や、矯正施設の医師、刑事施設職員により編成される管区機動警備隊を被災地に派遣することにより、国民や地域社会から理解され、支えられる矯正行政の実現を図る。また、刑務作業を活用し仮設住宅に必要な生活備品を援助することにより、受刑者に社会貢献の意識を持たせ、再犯防止を図る。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	① 少年鑑別所で勤務する心理技官を被災地に派遣し、地域住民等への心理相談を実施するとともに、少年鑑別所における一般相談への対応を行う。 ② 管区機動警備隊等を被災地に派遣し、避難所の運営等支援を実施するとともに、矯正施設において原発問題や余震に起因する不測の事態が発生した際に迅速かつ適切に対応できるよう、収容環境の整備、移送・収容業務等の応援体制を構築する。 ③ 矯正施設において、児童精神医学の専門的知識を有する医師を被災地に派遣し、児童及び保護者に対する児童精神医学上のケアを行う。 ④ 刑務作業の確保及び同作業を活用した仮設住宅等に必要な生活備品を援助するとともに、受刑者に社会貢献しているとの意識を持たせ、再犯防止を図る。							
実施方法	☒ 直接実施 ☐ 業務委託等 ☐ 補助 ☐ 貸付 ☐ その他							
23年度予算額 (単位：百万円)	当初		第1次補正		第2次補正		第3次補正	計
							52	52
成果目標 (アウトカム)	成果指標	単位	目標値		活動指標 (アウトプット) ※上段()書きは予算精査の結果に係る見込み	活動指標	単位	23年度活動見込
	①心理相談活動等 ②避難所支援・矯正施設応援等 ③児童精神医学上ケア ④仮設住宅生活備品援助	①回 ②回 ③回 ④台	①84 ②22 ③44 ④2,500			①心理相談活動等 ②避難所支援・矯正施設応援等 ③児童精神医学上ケア ④仮設住宅生活備品援助	①回 ②回 ③回 ④台	①84 ②22 ③44 ④2,500
単位当たりコスト	① 69,814(円/回) ② 920,017(円/回) ③ 26,688(円/回) ④ 9,937(円/台)				算出根拠	①(1人×13回×@56,612+1人×71回×@72,231)/84回 ②(10人×1回×@44,200+11人×2回×@72,201+11人×19回×@87,129)/22回 ③(1人×44回×@26,688)/44回 ④仮設住宅生活備品整備(2500台) 24,843,525円/2,500台		
事業所管部局による点検								
項 目					内 容			
「復興への提言」及び「東日本大震災からの復興の基本方針」で示された諸原則や施策の考え方との整合性がとられているか。					「復興への提言」において、「被災地においては、避難所・仮設住宅等の生活者を中心に、心のケアや健康管理、食事・栄養管理、衛生管理への支援が強く求められている」こと、被災した子どもへの心のケア等の相談援助を長期的視点に立つて行う必要があること、これまで地域に居場所を見出せなかった者が、震災を契機に地域づくりに主体的に参加することが重要であること、「基本的方針」において、「被災した青少年からの心理相談をはじめとする相談体制の充実、心のケアの支援体制の構築」について挙げられている。			
被災地のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。					いずれの取組も、被災自治体からの要請を受け、被災地の現状を踏まえて実施されるものである。			
効果的な事業であるか(より高い効果をあげる手法の選択、類似事業等との役割分担、客観的な将来見通しなど)。					現に被災自治体においては、避難所の管理運営、被災者の精神的ケア等について、人材の不足が問題となっており、また、仮設住宅等の生活備品の不足も顕在化しているところ、本事業は、被災自治体から法務省矯正局に対しなされた要請を受け、被災地の実情を踏まえて実施されるものであり、効果的な事業であると言える。			
費用対効果や効率性の検証が行われたか。					心理技官、管区機動警備隊及び医師の派遣については、被災地の現状を踏まえ、最適な人数と派遣形態により実施する。 また、仮設住宅等への生活備品の援助についても、仮設住宅の建設状況等を踏まえた上で、刑務作業を活用することにより、必要な数量を低コストで生産する。			
国、自治体、事業実施者、民間等の役割分担などのあり方は明確か。					被災自治体からの要請を受けて、国として実施するものである。			
他の事業と整合的で、計画的に実施されるものとなっているか。					いずれの取組も、計画的に行うものである。			
事業の迅速な着手・執行が可能であるか。事業の執行などの透明性が確保され、進行管理が適切に行われるようになっているか。					予算措置がなされ次第、各物品等について、速やかに調達手続に入り、その後の進行管理については、本省及び各矯正施設において適切に管理される。			

東日本大震災復興関連事業チェックシート (平成23年度第3次補正予算)						(法務省)		
事業名	矯正施設の防災対策			担当部局庁	矯正局		作成責任者	
事業開始・終了(予定)年度	平成23年度			担当課室	総務課		総務課長 富山 聡	
会計区分	一般会計			施策名	Ⅱ-5-(1) 矯正施設の適正な保安警備及び処遇体制の整備 Ⅱ-5-(2) 矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施			
根拠法令 (具体的な条項も記載)	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第73条第1項			関係する計画、通知等	「復興への提言(平成23年6月25日東日本大震災復興構想会議)」、「東日本大震災からの復興の基本方針(平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部)」			
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	矯正施設は、刑事司法の最後の砦であり、被収容者の拘禁を確保し、国の治安及び平穏な国民生活を維持するという使命を負っているところ、警備機器や防災設備等を整備することにより、今後、東日本大震災のような災害が発生した場合に、矯正施設がその機能を維持・継続することができる体制を構築する。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	東日本大震災時に使用して欠品となっている備蓄非常食や簡易トイレ等を補充整備するとともに、貯水タンク、非常用発電装置の蓄電池、通信鍵管理システム等、災害時に矯正施設の機能を維持・継続するために不可欠な設備・備品を整備し、また、災害時の保安警備機能を強化するため、安定した施設運営の要である総合警備システム及び少年保安システムや、警備用プロテクター等を整備する。併せて、防災対策として、被収容者の救援活動に必要な物品や物資搬送用車両、放射能防護用具等を整備する。							
実施方法	☒ 直接実施 ☐ 業務委託等 ☐ 補助 ☐ 貸付 ☐ その他							
23年度予算額 (単位：百万円)	当初	第1次補正		第2次補正	第3次補正	計		
		190			2,210	2,400		
成果目標 (アウトカム)	成果指標	単位	目標値 23年度 (年度)		活動指標 (アウトプット) ※上段()書きは予算積 置の累積に係る見込み	活動指標	単位	23年度活動見込
	防災用備品・機器等を矯正施設に整備することにより、将来災害が発生した場合においても、矯正業務を継続するとともに被収容者の適正な拘禁を維持し、保安事故の発生等を防止すること。					将来災害が発生した場合にも矯正業務を継続し、被収容者の拘禁を維持できるよう、防災用備品・機器等を矯正施設に整備する。	施設	290
単位当たりコスト	7,620,231(円/施設)			算出根拠	23年度第3次補正予算要求額:2,209,867千円/整備対象290施設			
事業所管部局による点検								
項 目				内 容				
「復興への提言」及び「東日本大震災からの復興の基本方針」で示された諸原則や施策の考え方との整合性がとられているか。				「復興への提言」において、「被災地や避難先において犯罪を防止する取組が行われるべきである」こと、「基本方針」において、「被災地や避難先において被災者の治安に対する不安の解消や犯罪の抑止・検挙に向けた取組を推進する」こと、「庁舎等が被災した場合の公的機関の業務継続体制の強化を図る」ことが挙げられている。				
被災地のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。				矯正施設は治安の最後の砦であるところ、今後、東北地方を中心とした震災が再度発生する可能性は高く、そうした状況において、矯正施設が被収容者の拘禁を確実に維持し、正常に業務を継続していくことは、被災地にとっても必要不可欠である。				
効果的な事業であるか(より高い効果をあげる手法の選択、類似事業等との役割分担、客観的な将来見通しなど)。				今後想定される災害時において、矯正施設の適正な運営を確保するために実施される事業であり、現時点で有効性について判断することにはなじまない。				
費用対効果や効率性の検証が行われたか。				今後想定される災害時において、矯正施設の適正な運営を確保するために実施される事業であり、費用対効果、効率性という観点にはなじまない。 なお、本事業により整備する物品等は、上記目的のために必要最低限のものである。				
国、自治体、事業実施者、民間等の役割分担などのあり方は明確か。				矯正施設の防災対策は、国が責任を持って実施すべきものである。				
他の事業と整合的で、計画的に実施されるものとなっているか。				第3次補正予算においては、災害発生時においても矯正業務を遂行し、収容を継続するため、新たな防災用備品・機器等を整備するとともに、過去整備しているが使用済みのものや経年劣化により今後の使用に耐えられないものを緊急的かつ計画的に更新するものである。				
事業の迅速な着手・執行が可能であるか。事業の執行などの透明性が確保され、進行管理が適切に行われるようになっているか。				予算措置がなされ次第、各物品等について、速やかに調達手続に入り、その後の進行管理については、本省及び各矯正施設において適切に管理される。				

東日本大震災復興関連事業チェックシート (平成23年度第3次補正予算)						(法務省)		
事業名	保護観察緊急拠点の設置			担当部局庁	保護局	作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	開始：平成23年度・終了：平成28年度			担当課室	観察課	観察課長 平尾 博志		
会計区分	一般会計			施策名	Ⅱ-6-(1) 保護観察対象者等の改善更生			
根拠法令 (具体的な条項も記載)	更生保護法(平成19年法律第88号)第29条第1号ほか			関係する計画、通知等	「復興への提言(平成23年6月25日東日本大震災復興構想会議)」、「東日本大震災からの復興の基本方針(平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部)」等			
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	社会内において適切な処遇を実施することにより、犯罪をした者及び非行のある少年の再犯・再非行防止と改善更生を図り、もって社会を保護し、個人及び公共の福祉を増進すること等を目的としている。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	被災地域においては、多数の保護司が被災等により活動困難な状況に陥っていることから、保護観察官が、保護観察対象者や更生緊急保護対象者との面接、生活環境調整対象者の引受人への対応等を直接実施するための応急的な体制を整備し、被災により大きなダメージを受けた保護観察処遇等の体制を再構築するもの。							
実施方法	☒ 直接実施 ☐ 業務委託等 ☐ 補助 ☐ 貸付 ☐ その他							
23年度予算額 (単位：百万円)	当初		第1次補正		第2次補正		第3次補正	計
	-		-		-		58	58
成果目標 (アウトカム)	成果指標	単位	目標値		活動指標 (アウトプット) ※上段()書きは予算措置の真横に係る見込み	活動指標	単位	23年度活動見込
	本事業が被災地域において保護観察等を適切に実施するための体制を応急的に整備するものであることを踏まえると、成果目標等の設定は困難		23年度	(年度)		成果目標欄と同様		()
単位当たりコスト	57,540(円/件)				算出根拠	平成23年度第3次補正額(58百万円)を被災地域における主たる取扱い事件数1,008件(8月1日現在の生活環境調整及び保護観察事件数並びに下半期における更生緊急保護試算件数)で除算して算出。		
事業所管部局による点検								
項 目					内 容			
「復興への提言」及び「東日本大震災からの復興の基本方針」で示された諸原則や施策の考え方との整合性がとられているか。					「復興への提言」においては、被災地域における犯罪を防止する取組が行われるべき旨が、「東日本大震災からの復興の基本方針」においては、被災地域の犯罪の抑止に向けた取組を推進する旨がそれぞれ述べられていることから、被災地域における再犯・再非行防止を目的とする本事業は、これら提言等との整合性がとられている。			
被災地のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。					「復興への提言」等でも述べられている被災地域における犯罪の防止については、社会からの強い要請があるところ、この要請に応じるためには、再犯防止に資する保護観察等を適切に実施するための体制整備を優先的に行う必要がある。			
効果的な事業であるか(より高い効果をあげる手法の選択、類似事業等との役割分担、客観的な将来見通しなど)。					保護観察等の実施は、本来保護観察官と保護司が協働して実施するものであるが、被災地域においては保護司が活動困難な状況となっていることに鑑みると、保護観察官が保護観察等を直接実施する以外の選択肢はないことから、そのための体制整備をすることが最も効果的である。			
費用対効果や効率性の検証が行われたか。					保護観察所は沿岸部等の被災地域から遠隔地にあるため、現状の保護観察所の限られたマンパワー、機動力により被災地域におけるすべての保護観察等を実施することよりも、保護観察緊急拠点を設置する等の体制を整備した上で、当該拠点において被災地域における保護観察等を実施する方が、効率的かつより適切に保護観察等を実施することができる。			
国、自治体、事業実施者、民間等の役割分担などのあり方は明確か。					保護観察等は、保護観察対象者等の改善更生等を目的として、法律に基づき実施されるものである。			
他の事業と整合的で、計画的に実施されるものとなっているか。					同上。 また、更生保護被災地域就労支援対策強化事業等を必要に応じて活用して実施する予定である。			
事業の迅速な着手・執行が可能であるか。事業の執行などの透明性が確保され、進行管理が適切に行われるようになっているか。					被災地域においては保護司が活動困難な状況となっていることに鑑みると、第3次補正予算の審議状況等を踏まえつつ、迅速に会計法令に基づいた入札等の手続を実施して行う予定である。			

東日本大震災復興関連事業チェックシート (平成23年度第3次補正予算)										(法務省)	
事業名		更生保護被災地域就労支援対策強化事業の実施				担当部局庁		保護局		作成責任者	
事業開始・終了(予定)年度		開始：平成23年度・終了：未定				担当課室		更生保護振興課社会復帰支援室		社会復帰支援室長 弥永 理絵	
会計区分		一般会計				施策名		Ⅱ-6-(1) 保護観察対象者等の改善更生			
根拠法令 (具体的な条項も記載)		更生保護法(平成19年法律第88号)第58条第3号ほか				関係する計画、通知等		「復興への提言(平成23年6月25日東日本大震災復興構想会議)」、「東日本大震災からの復興の基本方針(平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部)」等			
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)		社会内において適切な処遇を実施することにより、犯罪をした者及び非行のある少年の再犯・再非行防止と改善更生を図り、もって社会を保護し、個人及び公共の福祉を増進することを目的としている。									
事業概要 (5行程度以内。別添可)		被災地域や避難先において、復興事業等による雇用が見込まれたとしても、前歴等の問題により、刑務所出所者等が雇用の場から排除されることのないよう、求職者の特性に応じた継続的かつきめ細かな支援を行い、その適切な就労先の確保や職場定着を強力に支援することにより、これらの者の再犯を防止するもの。									
実施方法		☐ 直接実施 ☒ 業務委託等 ☐ 補助 ☐ 貸付 ☐ その他									
23年度予算額 (単位：百万円)		当初		第1次補正		第2次補正		第3次補正		計	
		-		-		-		22		22	
成果目標 (アウトカム)		成果指標		単位	目標値		活動指標 (アウトプット) ※上段()書きは予算措置の累積に係る見込み	活動指標		単位	23年度活動見込
		支援を実施した者のうち就労した者の割合		%	70.0%			支援対象者の就職活動及び職場定着等のための企業等への訪問件数		件	(705)
単位当たりコスト		6, 246(円/件)					算出根拠		平成23年度第3次補正額(22百万円)を被災地域を管轄する保護観察所における主たる取扱い事件数3, 522件(8月1日現在の生活環境調整及び保護観察事件数並びに下半期における更生緊急保護試算件数)で除算して算出。		
事業所管部局による点検											
項 目						内 容					
「復興への提言」及び「東日本大震災からの復興の基本方針」で示された諸原則や施策の考え方との整合性がとられているか。						「復興への提言」においては、被災地域における犯罪を防止する取組が行われるべき旨が、「東日本大震災からの復興の基本方針」においては、被災地域の犯罪の防止に向けた取組を推進する旨がそれぞれ述べられていることから、被災地域における刑務所出所者等の再犯・再非行防止を目的とする本事業は、これら提言等との整合性がとられている。					
被災地のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。						「復興への提言」等でも述べられている被災地域の犯罪の防止については、社会からの強い要請があるところ、この要請に応じるためには、再犯防止に資する刑務所出所者等への就労支援等を適切に実施するための体制整備を優先的に行う必要がある。					
効果的な事業であるか(より高い効果をあげる手法の選択、類似事業等との役割分担、客観的な将来見通しなど)。						平成18年から厚生労働省との協働による刑務所出所者等総合的就労支援対策を実施しているところ、なお刑務所出所者等の無職者率は高水準であることに加え、職場定着のためには、その特性に応じ、刑務所出所者等と雇用主等の双方に対するきめ細かな寄り添い型支援を行う必要があることから、本事業がより効果的である。					
費用対効果や効率性の検証が行われたか。						平成23年4月から、3庁において「更生保護就労支援モデル事業」として民間事業者に委託し本事業と同内容の支援を先行して実施しており、従来の就労支援に比べより一層就労の確保がなされているという結果が出ている。					
国、自治体、事業実施者、民間等の役割分担などのあり方は明確か。						保護観察等は、刑務所出所者等の改善更生等を目的として、法律に基づき実施するものであるが、そのうち、国において専門性が十分でない就労の確保等について、民間に委託するものである。					
他の事業と整合的で、計画的に実施されるものとなっているか。						既に実施されている就労支援対策で対応しきれないきめ細かい支援を本事業で実施する。					
事業の迅速な着手・執行が可能であるか。事業の執行などの透明性が確保され、進行管理が適切に行われるようになっているか。						迅速に会計法令に基づいた公募により事業者の選定を行い、実施状況について毎月報告させるなど、事業の適切な執行について管理する。					

東日本大震災復興関連事業チェックシート (平成23年度第3次補正予算)							(法務省)	
事業名	処遇等データの保全体制確立			担当部局庁	保護局		作成責任者	
事業開始・終了(予定)年度	開始：平成23年度・終了：平成28年度			担当課室	総務課		精神保健観察企画官 西岡 総一郎	
会計区分	一般会計			施策名	Ⅱ-6-(1) 保護観察対象者等の改善更生			
根拠法令 (具体的な条項も記載)	更生保護法(平成19年法律第88号)ほか			関係する計画、通知等	「復興への提言(平成23年6月25日東日本大震災復興構想会議)」、「東日本大震災からの復興の基本方針(平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部)」			
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	円滑かつ適切な更生保護行政の運営を確保するとともに、保護観察処遇等の効率化を図るため、保護観察対象者及び医療観察対象者等に関する処遇・事件情報等をコンピューターシステムで管理・処理することを目的としている。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	更生保護官署においては、各庁ごとにLANサーバを設置してシステム運用を行っているところであるが、東日本大震災等を教訓として、サーバを集約管理(各庁単位設置→中央一括設置)するとともに、既存システムのバックアップ体制の構築を図り、震災時の業務継続体制の強化を図るもの。							
実施方法	☐ 直接実施 ☒ 業務委託等 ☐ 補助 ☐ 貸付 ☐ その他							
23年度予算額 (単位：百万円)	当初	第1次補正	第2次補正	第3次補正	計			
	-	-	-	216	216			
成果目標 (アウトカム)	成果指標	単位	目標値 23年度 (24年度)	活動指標 (アウトプット) ※上段()書きは予算措置の累積に係る見込み	活動指標	単位	23年度活動見込	
	本事業が業務継続体制の強化を目的とするものであることを踏まえると、成果目標等の設定は困難				成果目標欄と同様		()	
単位当たりコスト	874(円/件)			算出根拠	平成23年度第3次補正額(216百万円)を平成22年の主たる取扱い事件数247,068件(保護観察等関係、仮釈放等関係及び医療観察関係)で除算して算出。			
事業所管部局による点検								
項 目				内 容				
「復興への提言」及び「東日本大震災からの復興の基本方針」で示された諸原則や施策の考え方との整合性がとられているか。				「東日本大震災からの復興の基本方針」においては、庁舎等が被災した場合の公的機関の業務継続体制の強化を図ることや災害発生時にも治安上の問題が生じないように、治安関係機関の対処能力を強化する旨が述べられていることから、保護観察等の処遇情報の維持・管理を目的とする本事業は、これら提言等との整合がとられている。				
被災地のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。				被災地域の治安維持は、早期復興に向けて必須事項であり、当該システムが維持・管理する情報は、治安維持に必須のものであることから、本事業は優先度が高いものである。				
効果的な事業であるか(より高い効果をあげる手法の選択、類似事業等との役割分担、客観的な将来見通しなど)。				本事業によるサーバの集約管理等は、運用効率を向上するとともに震災時の業務継続体制が維持されるため、より効果的なものである。				
費用対効果や効率性の検証が行われたか。				サーバ機器の集約により、機器更新経費及び運用経費等を低減することが可能(24年度からの10年間での試算において282百万円の低減)である。				
国、自治体、事業実施者、民間等の役割分担などのあり方は明確か。				本事業におけるシステムは、国の機関において維持・管理しているものである。				
他の事業と整合的で、計画的に実施されるものとなっているか。				本事業は、保護観察等の業務継続維持体制をシステムの機能面から下支えるものであり、システムの構築を23年度に実施し、各庁のサーバデータの集約を24年度から28年度までの5か年計画で実施するものである。				
事業の迅速な着手・執行が可能であるか。事業の執行などの透明性が確保され、進行管理が適切に行われるようになっているか。				本事業は、基本的構成の検討はほぼ完了していることから、直ちに着手・執行は可能であり、迅速に会計法令に基づいた入札等の手続を実施して行う予定である。				

東日本大震災復興関連事業チェックシート (平成23年度第3次補正予算)							(法務省)		
事業名	東日本大震災に係る人権擁護活動の充実強化			担当部局庁	人権擁護局		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	平成23年度			担当課室	総務課		総務課長 畝本直美		
会計区分	一般会計			施策名	Ⅲ-10-(1) 人権の擁護				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第4条 人権擁護委員法			関係する計画、通知等	「復興への提言(平成23年6月25日東日本大震災復興構想会議)」、「東日本大震災からの復興の基本方針(平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部)」、人権教育・啓発に関する基本計画(平成14年3月閣議決定。平成23年4月一部変更)				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	日本国憲法の理念である「すべての国民に等しく基本的人権が尊重される社会」の実現のため、国民に保障されている基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及高揚を図ることを目的としている。								
事業概要 (5行程度以内。別添可)	東日本大震災に伴い、被災地からの避難者に対するホテルでの宿泊拒否や避難先でのいじめなどの人権侵害事案が数多く発生していると報道され、また、今後も長期化する避難生活など震災に起因する生活不安・ストレス等から、様々な人権侵害事案が発生することが十分予想されるところである。 本事案は、このようなことを踏まえ、シンポジウムなどの人権擁護活動を展開し、人権侵害事案の発生を未然に防止するものである。								
実施方法	☒ 直接実施 ☒ 業務委託等 ☐ 補助 ☐ 貸付 ☐ その他								
23年度予算額 (単位:百万円)	当初		第1次補正		第2次補正		第3次補正	計	
							6		
成果目標 (アウトカム)	成果指標	単位	目標値		活動指標 (アウトプット) ※上段()書きは予算措置の累積に係る見込み	活動指標		単位	23年度活動見込
	【定量的な成果目標が示せない理由】 基本的人権が尊重される社会が実現されたかどうかについては、活動指標の増減をもって成果目標を設定し、その達成度を数値で測れるものではないため、定量的な成果目標を示すのは、困難である。						①シンポジウム参加数 ②人権擁護活動数	人 回数	(300) (2,000)
単位当たりコスト	①5,163(円/人) ②2,000(円/回数)				算出根拠	①シンポジウム予算額:1,548,900円/参加予定数:300 ②人権擁護活動予算額:4,000,000円/活動回数:2,000			
項 目					内 容				
「復興への提言」及び「東日本大震災からの復興の基本方針」で示された諸原則や施策の考え方との整合性がとられているか。					提言では、「避難所・仮設住宅等の生活者を中心に、心のケアや(中略)支援が強く求められている。」とされ、基本方針においても、「被災地や避難先における、不安や偏見等に基づく多様な人権問題に対し適切に対処するとともに、その発生を防止する取組みを行い、被災者の孤立を防止する。」とされており、整合性はとれている。				
被災地のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。					東日本大震災に伴い、長期化する避難生活からプライバシー侵害や原発事故に伴う風評による人権侵害等の様々な人権問題が発生しており、今後も誤った情報や思い込み等によって、新たな人権侵害事案が発生することが十分予想され、それを防止する必要性から、優先度が高い事業といえる。				
効果的な事業であるか(より高い効果をあげる手法の選択、類似事業等との役割分担、客観的な将来見通しなど)。					過去に実施した人権に関するシンポジウムにおけるアンケート結果によると、おおむね高評価を得ている。また、人権擁護委員による人権教室などの人権擁護活動は、学校から拡大要望があるなど高評価を得ている。				
費用対効果や効率性の検証が行われたか。					シンポジウム活動については、新規事業であるため、効果検証は実施後に行うこととなる。なお、シンポジウムについては、新聞等のメディアに取り上げられるなど、二次的な啓発効果も見込める活動である。また、人権教室などの人権擁護委員活動については、各法務局において実施報告等から効果等の検証を行っている。				
国、自治体、事業実施者、民間等の役割分担などのあり方は明確か。					シンポジウム活動は、人権教育・人権啓発のためのナショナルセンターとしての役割を担う(財)人権教育啓発推進センターへの委託事業であり、開催地自治体とも連携を取りながら実施するため、役割分担は明確である。また、人権擁護委員による人権擁護活動についても、国の人権擁護機関としての活動であり、役割分担は明確である。				
他の事業と整合的で、計画的に実施されるものとなっているか。					シンポジウム活動については、震災に伴う人権侵害事案の発生を防ぐことを目的としており、これまではチラシやポスター掲示等の啓発活動を中心に各地で行っていたが、震災後約1年を迎える時期にシンポジウムを被災地において効果的に実施する予定である。また、人権擁護委員による人権擁護活動も、各法務局単位で計画的に実施する。				
事業の迅速な着手・執行が可能であるか。事業の執行などの透明性が確保され、進行管理が適切に行われるようになっているか。					シンポジウム活動については、(財)人権教育推進センターへの委託事業であり、事業の迅速な着手・執行が可能である。また、企画段階から当省も関与し、透明性の確保、適切な進行管理についても問題は無い。人権擁護委員活動についても各法務局において事業の執行などを適切に管理することになっている。				

震災に伴う人権擁護活動の充実強化

現状

平成23年3月11日
東日本大震災発生



●震災に伴い様々な人権問題が生起

- ・ 福島第一原発事故に伴う風評等に基づく人権問題
- ・ 被災者の避難生活に伴って生起するプライバシー侵害等の人権問題など

必要となる措置

- 人権侵害の発生の予防
- 人権侵害の早期発見
- 実効的な被害者の救済

人権擁護活動を継続的
に行う必要がある！

●これまでに講じた緊急施策

- ・ 避難所等での特設相談所の開設
- ・ 法務省ホームページへの緊急メッセージ掲載
- ・ 全国の法務局、地方法務局における、チラシの配布、公共機関やコンビニエンスストア等でのポスター掲示等の人権啓発活動の実施
- ・ ラジオスポットCMの放送
- ・ 震災関連の人権啓発デジタルコンテンツを法務省の動画サイトへの掲載

●復興の過程において、今後も様々な人権問題の発生が想定

原発事故の
収束作業

長期化

更なる風評による
いじめや差別の発生

避難生活

長期化

疲労・ストレスに起因する
様々なトラブルや課題が発生

対策

1

震災に関する人権シンポジウム開催

例えば・・・

- 放射線に伴う風評被害防止のためのシンポジウム
- 被災地での支援活動と日々変化し続ける被災者からのニーズに対し、身近なことからできることを各界の有識者らが訴えるシンポジウム

マスメディアを通して、さらに人権意識を広めることができる

●根拠のない思い込みや偏見をなくす

→人権侵害の発生を未然に防止

●被災者の人権に配慮した内容を盛り込む

→復興に向けた被災者の心のケア



2

人権擁護活動の充実強化

●被災地における人権相談の実施

→人権擁護委員が避難所・仮設住宅等に赴き、積極的に「声掛け」を行ったり、啓発チラシや相談電話番号周知カードを配布したりして、被災者の心のケアをする。



●震災に関する人権教室の実施

→放射線被ばくについての風評等に基づくいじめを予防するための人権教室を行う。

同時に

- ・被災した子どもに対しての心のケア
- ・被災地以外の子どもに対しても震災に関連した人権意識の拡大を図る。



東日本大震災復興関連事業チェックシート (平成23年度第3次補正予算)							(法務省)	
事業名	災害時における出入国審査体制の強化			担当部局庁	入国管理局		作成責任者	
事業開始・終了(予定)年度	平成23年度			担当課室	総務課		入国管理調整官 建山 宣行	
会計区分	一般会計			施策名	V-12-(1) 出入国の公正な管理			
根拠法令 (具体的な条項も記載)	出入国管理及び難民認定法			関係する計画、通知等	東日本大震災からの復興の基本方針 (4)大震災の教訓を踏まえた国づくり ③世界に開かれた復興			
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	外国人の我が国に対する信頼の基盤となる災害時における迅速な情報提供及び円滑な出入国審査を確保するための施策を実施し、もって外国人が抱く我が国の災害に関する不安を払拭し、我が国の活力となるべき外国人の受入れを促進する。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	大規模災害発生時に、外国人が安全を確保するいわば最終的手段として実施される外国政府による緊急のチャーター便や、海外からの緊急援助隊の到着に対応し、地域を問わず、迅速・円滑に出入国審査等を実施するため、各地方入国管理局に、携帯型審査端末等の審査機器、非常食等の携行品及びそれらを運搬するための車両を配備し、出入国審査を支援するための体制を整備する。							
実施方法	☒ 直接実施 ☐ 業務委託等 ☐ 補助 ☐ 貸付 ☐ その他							
23年度予算額 (単位：百万円)	当初	第1次補正	第2次補正	第3次補正	計			
	-	-	-	188	188			
成果目標 (アウトカム)	成果指標	単位	目標値 23年度 (年度)	活動指標 (アウトプット) ※上段()書きは予算措置の裏面に係る見込み	活動指標	単位	23年度活動見込	
	災害時において迅速・円滑な出入国審査手続の実施を目的とする事業であるため、定量的な成果目標を示すことはできない。				災害発生時の対策を目的とする事業であるため、定量的な活動指標を示すことはできない。		()	
単位当たりコスト	2,262(円/庁・人)			算出根拠	23年度第3次補正予算額:188,222,000円 / 整備対象庁数:8庁 / 東日本大震災時に地方空港から臨時チャーター便で出国した外国人数及び各国緊急援助隊・医療チーム受入れ人数:10,400人			
事業所管部局による点検								
項 目				内 容				
「復興への提言」及び「東日本大震災からの復興の基本方針」で示された諸原則や施策の考え方との整合性がとられているか。				基本方針で示された、「世界に開かれた復興」を実現するために必要な施策である。				
被災地のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。				震災直後、外国人の出国ラッシュがあり、外国政府が、中小規模空港に大型チャーター便を用意して自国民の帰国を支援する事態ともなり、入管の小規模出張所等が大量の出国手続への対応等に苦慮した。また、海外からの救援隊が続々と来たことから、その大量の入国手続についても、入管の小規模出張所等が対応に苦慮した。今般は、他の業務の停止、チャーター便の到着空港の変更、影響が比較的小さかった大規模庁からの応援等でしのぎ、速やかに対処できたため、外国人の安心の最後の拠りどころとして高く評価されたところである。しかし、今般のような大規模出国ラッシュ等に対しては、綱渡りのような対応となっており、破綻を生じないよう、平時から強化された体制を用意しておく必要がある。				
効果的な事業であるか(より高い効果をあげる手法の選択、類似事業等との役割分担、客観的な将来見通しなど)。				災害発生に伴い、爆発的に業務が増加する所に機動的に体制を増強できるようにすることが最も効果的であり、今般の震災対応で、実体験のあったところである。また、出入国審査業務は、入国管理局固有の事務事業であり、類似のものはない。我が国は、今後も大規模地震等の予測がされているところであり、外国人の不安は現在も継続しているものであるため、効果が期待できる。				
費用対効果や効率性の検証が行われたか。				災害発生時に、迅速・円滑な出入国審査の実施を支援するために必要最低限の機器等の数量とした。				
国、自治体、事業実施者、民間等の役割分担などのあり方は明確か。				当該事業は、国が実施すべき事業である。				
他の事業と整合的で、計画的に実施されるものとなっているか。				被災地周辺の地方空港での緊急のチャーター便に係る発着見込等に基づき計画的に支援活動を行うこととしている。				
事業の迅速な着手・執行が可能であるか。事業の執行などの透明性が確保され、進行管理が適切に行われるようになっているか。				事業の迅速な着手・執行は可能である。また、災害対策担当部署等において事業の執行及び進行管理を行うこととする。				

災害時における出入国審査体制の強化



被災した外国人



チャーター便



救援隊



地方空海港

地方空海港

地方入国管理局

出入国手続の
迅速・円滑化

出入国審査体制
強化による支援

入国審査官

地方入国管理局
8官署に各1班設置
(札幌局, 仙台局
東京局, 名古屋局
大阪局, 広島局
高松局, 福岡局)

入国審査官3人1組で被災地等
へ支援

【必要となる機器等】

- 携帯型審査端末等の審査機器
- 電源を確保するためのポータブル自家発電機
- 機器等の運搬のための車両及び入国審査官の携行品一式

<効 果>

災害時において地方空港における出入国審査体制を強化することにより、被災地等から出入国する外国人及び海外からの救援隊等の出入国手続の迅速・円滑化が図られ、後方的な支援が可能となる。

東日本大震災復興関連事業チェックシート (平成23年度第3次補正予算)										(法務省)	
事業名	収容施設等における防災・保安体制の強化				担当部局庁		入国管理局		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	平成23年度				担当課室		総務課		入国管理調整官 建山 宣行		
会計区分	一般会計				施策名		V-12-(1) 出入国の公正な管理				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	出入国管理及び難民認定法				関係する計画、通知等		東日本大震災からの復興の基本方針 (4)大震災の教訓を踏まえた国づくり ⑤今後の災害への備え				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	被災地域における収容施設等の防災対策を推進し、被収容者の安全と人権の保護を確保するとともに、収容施設における騒乱・逃走等への国民の不安を解消する。										
事業概要 (5行程度以内。別添可)	被収容者の安全確保のための防災用備品や非常食等の配備を行うとともに、保安の確保の観点と併せて、自家用発電機のオーバーホール、監視カメラシステムの更新等を行い、災害発生時の収容施設内の業務遂行を維持・継続し得る体制を整備する。										
実施方法	■直接実施 □業務委託等 □補助 □貸付 □その他										
23年度予算額 (単位：百万円)	当初		第1次補正		第2次補正		第3次補正		計		
	-		-		-		422		422		
成果目標 (アウトカム)	成果指標		単位	目標値		活動指標 (アウトプット) ※上段()書きは予算措置の果報に係る見込み	活動指標		単位	23年度活動見込	
	収容施設等における防災・保安体制の強化を目的とする事業であるため、定量的な成果目標を示すことはできない。			23年度	(年度)		防災・保安体制の強化を目的とする事業であるため、定量的な活動指標を示すことはできない。			()	
単位当たりコスト	①1,936,000(円／台) ② 23,286(円／定員) ③ 251,668(円／定員) ④ 46,260(円／人)				算出根拠		①仙台局被災車両更新経費予算額:1,936,000円 / 台数:1台 ②東京局自家発電装置オーバーホール経費予算額:18,629,000円 / 東京局収容定員:800人 ③収容場監視カメラシステム更新経費予算額:377,502,000円 / 東京局及び東日本センター収容定員:1,500人 ④防災関係備品等整備経費予算額:24,240,000円 / 被災地域における処遇勤務職員数、管理部門職員数及び被収容者数推計:524人				
事業所管部局による点検											
項 目						内 容					
「復興への提言」及び「東日本大震災からの復興の基本方針」で示された諸原則や施策の考え方との整合性がとられているか。						基本方針で示された、「今後の災害への備え」としての収容施設における防災対策を推進するために必要な施策である。					
被災地のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。						東日本大震災の際、被災地域の収容施設等において、しばらくの間、物流の混乱により、被収容者の食料等の確保が難しくなる状況が発生し、また、一部の被収容者が受傷したり、集団的な不安の顕著な亢進が見られるなどの事態が発生したことから、優先度の高い事業である。					
効果的な事業であるか(より高い効果をあげる手法の選択、類似事業等との役割分担、客観的な将来見通しなど)。						当局が所管する収容施設等の維持・管理は、入国管理局固有の事務事業であり、将来の防災の観点からも効果的な事業であるといえる。					
費用対効果や効率性の検証が行われたか。						被災地域の収容施設等の保安体制の維持と関係機関等との連絡体制を確保するために必要最低限の機器等の数量とした。					
国、自治体、事業実施者、民間等の役割分担などのあり方は明確か。						当該事業は、国が実施すべき事業である。					
他の事業と整合的で、計画的に実施されるものとなっているか。						各庁の防災計画等に基づき計画的に実施することとしている。					
事業の迅速な着手・執行が可能であるか。事業の執行などの透明性が確保され、進行管理が適切に行われるようになっているか。						事業の迅速な着手・執行は可能である。また、災害対策担当部署等において事業の執行及び進行管理を行うこととする。					

入国管理官署収容施設等における防災・保安体制の強化

①災害時における収容施設内の保安体制及び情報の収集・共有体制の強化 ②災害対策の強化

【現状及び問題点】
災害発生時の収容施設内の保安を確保・維持するための収容場内の情報を即時的に収集・共有する体制が不十分である。

【対応策】
災害発生時の保安を確保・維持する体制の迅速な構築・確実な運用のため、震災発生時においても情報伝達が迅速かつ円滑に行える体制の整備を図る。



【現状及び問題点】
災害発生により一定程度の期間、食料供給が寸断された場合や十分な食糧の確保が出来ない場合に備えた食糧及び被収容者等の安全を確保するための防災備品が十分に配備されていない。

【対応策】
災害発生時にも収容場の業務を継続し得るよう、被収容者及び処遇部門等職員のための非常食・防災備品を確保し、災害対策の強化を図る。



収容所等における防災・保安体制の強化を図ることによって、災害発生時にも被収容者の安全と人権の保護を確保することが可能となり、収容中の外国人の安全・安心を確保できるとともに、収容場の業務を継続し得るようになり、騒乱・逃走等の治安上の問題が生じない安全・安心な地域づくりに貢献することが可能となる。

※特定被災地方公共団体に定められた県(青森, 岩手, 宮城, 福島, 茨城, 栃木, 千葉, 新潟, 長野)に所在する官署, 防災上の観点から緊急を要する官署について, 23年度補正予算に計上されている。

東日本大震災復興関連事業チェックシート (平成23年度第3次補正予算)							(法務省)	
事業名	被災地等における治安を確保するための調査基盤の強化			担当部局庁	公安調査庁		作成責任者	
事業開始・終了(予定)年度	平成23年度			担当課室	総務部総務課		総務課長 畔柳 章裕	
会計区分	一般会計			施策名	Ⅱ-7-(1) 破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施			
根拠法令 (具体的な条項も記載)	破壊活動防止法 第27条 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律 第29条			関係する計画、通知等	復興への提言(平成23年6月25日東日本大震災復興構想会議)、東日本大震災からの復興の基本方針(平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部)、テロの未然防止に関する行動計画、カウンター・インテリジェンス機能の強化に関する基本方針、官邸における情報機能の強化の方針、犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008			
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行うことを通じて、公共の安全の確保を図ることを目的としている。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	被災地等では、これまで過激派など破壊的団体等の一部が社会不安や混乱に乗じて勢力の拡大を図ろうと活発に活動しているほか、原発等をターゲットとしたテロの発生や諸外国による我が国の重要情報の不正入手など対日有害活動が懸念されることから、業務用車両等を整備し速やかに調査基盤の強化を行うことで調査能力の更なる向上を図り、動向調査をより強力に推進する。また、調査の過程で収集・分析した情報については、適時適切に関係機関へ提供することで、被災地等において治安上の問題が生じないようにする。							
実施方法	☒ 直接実施 ☐ 業務委託等 ☐ 補助 ☐ 貸付 ☐ その他							
23年度予算額 (単位：百万円)	当初		第1次補正		第2次補正		第3次補正	計
	582						28	610
成果目標 (アウトカム)	成果指標	単位	目標値		活動指標 (アウトプット) ※上段()書きは予算措置の累積に係る見込み	活動指標	単位	23年度活動見込
	公共の安全の確保に寄与するため、破壊的団体等の規制に関する調査の過程で収集・分析した情報を、適時適切に関係機関へ提供する。 ※目標値を「－」とした理由は「算出根拠」記載のとおり	－	－	－		提供情報の正確性、適時性、迅速性 ※活動見込みを「－」とした理由は「算出根拠」記載のとおり	－	(－)
単位当たりコスト	－ (円／)				算出根拠	破壊的団体等に対する調査において収集した情報については、数多くの情報が蓄積されて有益な情報となることもある一方、1件の正確かつ迅速な情報が不法事案発生の未然防止に資する場合もあるなど、単純に情報件数のみで評価することはできない。したがって、当庁業務(特に情報業務)は、数値化された指標で評価することに馴染まない。		
事業所管部局による点検								
項 目					内 容			
「復興への提言」及び「東日本大震災からの復興の基本方針」で示された諸原則や施策の考え方との整合性がとられているか。					「東日本大震災からの復興の基本方針」5-(4)-⑤-(x)「災害発生時にも治安上の問題が生じないように、治安関係機関の対処能力を強化する」旨の記載に基づいて立案した事業である。			
被災地のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。					被災地等においては、既に治安上の問題や懸念が生じているところ、復旧・復興を推進する上で、被災地等の治安を確保することが喫緊の課題である。			
効果的な事業であるか(より高い効果をあげる手法の選択、類似事業等との役割分担、客観的な将来見通しなど)。					被災地等における調査基盤を強化することにより、調査能力の更なる向上が図られることから、被災地等の治安を確保する上で効果的な事業である。			
費用対効果や効率性の検証が行われたか。					被災地等の治安を確保するためには、調査能力の強化が必要不可欠であり、その手段として人的基盤や物的基盤の強化が考えられるところ、短期間でより大きな効果が期待できる物的基盤の強化(調査基盤の強化)を実施するもの。			
国、自治体、事業実施者、民間等の役割分担などのあり方は明確か。					公安調査庁は、団体の規制に関する調査及び処分の請求に関する国の行政事務を一体的に遂行する行政機関であることから、明確に役割分担がなされている。			
他の事業と整合的で、計画的に実施されるものとなっているか。					所掌業務の範囲内で計画的に実施される事業であり、他の事業と矛盾を生ずるものではない。			
事業の迅速な着手・執行が可能であるか。事業の執行などの透明性が確保され、進行管理が適切に行われるようになっているか。					本事業の実施に当たっては、一般競争入札による調達手続きを速やかに実施し、執行の透明性を確保する。			

被災地等における治安を確保するための調査基盤の強化

公安調査庁 の 業 務

- ◇**団体規制**： 破壊的団体等の規制に関する調査を行い、必要があると認められる場合には、規制処分（解散指定、観察処分等）の請求、規制措置などを実施
- ◇**情報貢献**： 我が国の情報コミュニティのコアメンバーとして、我が国の安全に関わる国内外の情報・資料を必要に応じて関係機関に提供

震災後の現状

- ◆ 過激派など破壊的団体の一部は、震災や原発事故のもたらした社会不安や混乱に乗じて勢力の拡大を図ろうと活発に活動
今後、そのような動きがますます強まるとともに、これに関連した不法事案の発生も懸念
- ◆ 国際テロとの関わりが疑われる人物などが入国し、原発等をターゲットとしたテロの発生が懸念
- ◆ 諸外国による我が国の重要情報の不正入手など対日有害活動のおそれ

復興の基本方針

今後の災害への備え

災害発生時にも治安上の問題が生じないように、治安関係機関の対処能力を強化する

対 策

- ◆ 過激派など破壊的団体等の活発な活動、原発等に対するテロの発生が懸念されるところ、業務用車両等を整備し速やかに調査基盤の強化を行うことで調査能力の更なる向上を図り、動向把握をより強力に推進
- ◆ 調査の過程で収集・分析した情報については、適時適切に関係機関等へ提供

被災地等 における 治安確保

- ◆ 復旧・復興
- ◆ 日本の再生を推進